

第127回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和5年3月8日（水）

議題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について

香川県の現状

資料 1 - 1

【11/9～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近 1 週間の 累積新規感染者数		先週 1 週間の 累積新規感染者数		今週先週比
3月7日現在	3月6日現在	3月7日現在	3月6日現在	
657人	680人	823人	905人	0.80

3月 累積新規感染者数		2月 累積新規感染者数
3月7日現在	3月6日現在	
657人	562人	7079人

指 標	3月7日現在	3月6日現在
① 確保病床使用率	10.0% <入院患者35人／病床349床>	9.2% <入院患者32人／病床349床>
② 重症確保病床使用率	6.9% <重症者数2人／病床29床>	6.9% <重症者数2人／病床29床>

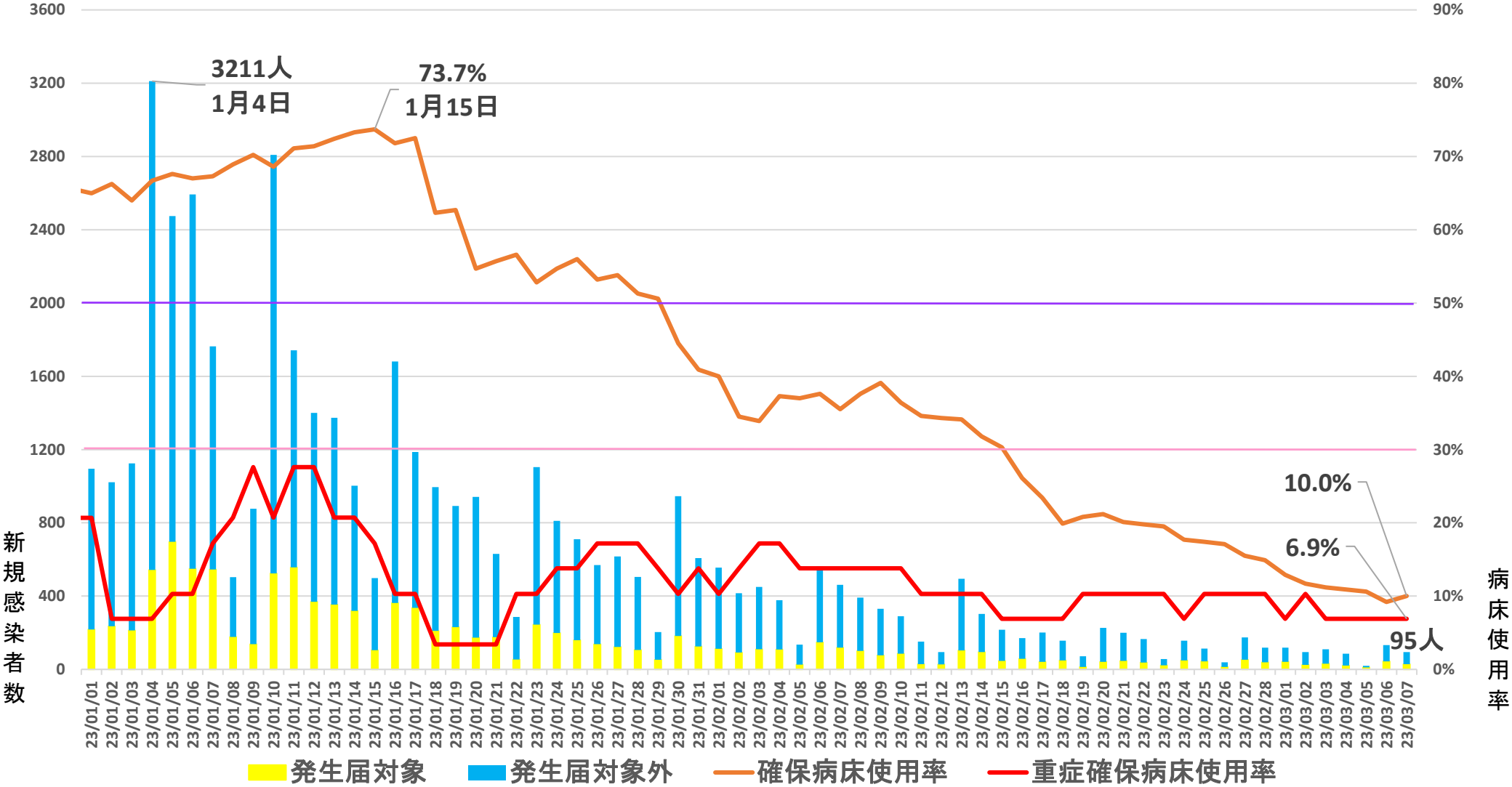
感染拡大防止対策期	医療負荷増大期	医療機能不全期
レベル 2	レベル 3	レベル 4
30%以上	50%以上	80%以上
30%以上	50%以上	80%以上

※上記指標は、オミクロン株対応の香川県対処方針による移行基準（目安）

参 考 指 標	○ 直近 1 週間の 累積新規感染者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 69.1人 <直近 1 週間 (3/1～3/7) 657人>	10万人当たり 71.6人 <直近 1 週間 (2/28～3/6) 680人>

参 考	療養状況	3月7日現在
	入院中	60人 <うち確保病床35人>
	宿泊療養	12人

新規感染者数と病床使用率の推移 (R5.1.1~R5.3.7)



1 現状（令和5年3月7日時点）

- 2月中旬以降、30%を下回っている状況が続いている。
※ 確保病床使用率：10.0%、重症確保病床使用率：6.9%
- 新規感染者数は1月上旬のピーク時と比べて大幅に減少している。
※ 直近1週間の累積新規感染者数：657人

2 「感染警戒対策期」における対策（概要）

- 令和5年3月13日（月）以降、当分の間
※ 「マスク着用の考え方」については、3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
（ただし、マスク着用が効果的な場面では着用を推奨。事業者の判断でマスク着用を求められる場合あり。）
- 「重症化リスクの高い方と会う場合の陰性確認」や「業種別ガイドライン等の遵守」などを除き、特措法第24条第9項に基づく協力要請を「法に基づかない協力依頼」に変更

感染警戒対策期における対策 (3月13日以降) について

令和5年3月8日

香 川 県

1 県民への協力依頼等 ①

※下線部は、法第24条第9項に基づく協力要請を、法に基づかない協力依頼に変更

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力依頼

※「マスクの着用」については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本
高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な以下の場面では着用を推奨

- 医療機関受診時
- 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
- 感染の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能である新幹線、高速バス、貸切バス等を除く）

また、事業者の判断でマスク着用を求められる場合があることにも留意

※ エアコン使用時も、定期的に窓を開けたり換気扇を使用して効果的な換気

⇒ 追加

【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと

【別添2】（省略）：屋外・屋内及び子どものマスク着用

⇒ 削除

（省略）：マスク着用の考え方（令和5年3月13日以降）

⇒ 追加

【別添3】（省略）：効果的な換気についてのポイント

- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力依頼
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底するよう協力依頼
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力依頼
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力依頼
- 感染した際の自宅療養に備えて、食料品や衛生用品等を備蓄するよう協力依頼

1 県民への協力依頼等 ②

※下線部は、法第24条第9項に基づく協力要請を、法に基づかない協力依頼に変更

- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請（法第24条第9項）
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請（法第24条第9項）
- 発生届の対象外の方に、陽性者登録を行うよう協力要請（法第24条第9項）
- 自宅療養中の方が必要最低限の外出をする際には、人との接触は短時間で必ずマスク着用、移動に公共交通機関は利用しないなど、自主的な感染予防行動を徹底するよう協力要請（法第24条第9項）
- 医療機関でのルールを守ることや、診療時間内に受診するよう協力依頼
※特に休日や夜間では、症状が軽い場合は、翌日に受診するなどの協力をお願いします。
※夜間に救急外来の受診等に迷う場合は、救急電話相談を活用してください。
（一般向け救急電話相談：#7899 小児救急電話相談：#8000）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力依頼
- 会食や飲み会をする際には、大声を出さないことや「マスク会食」、座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼
⇒ 削除
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力依頼

【別添4】（省略）：業種別ガイドライン

⇒ 追加

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

2 事業者への協力依頼等

※下線部は、法第24条第9項に基づく協力要請を、法に基づかない協力依頼に変更

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請（法第24条第9項）
【別添4】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力依頼
【別添5】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添6】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力依頼
【別添7】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- エアロゾルの吸入を防止するため、施設・事業所内の換気を徹底するよう協力依頼 ⇒ 削除
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力依頼
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する証明書の提出を求めないよう協力依頼
- 保健所の調査に協力するよう協力依頼
- クラスタ発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力依頼

3 イベント等の開催

※下線部は、法第24条第9項に基づく協力要請を、法に基づかない協力依頼に変更

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請（法第24条第9項）
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づき、効果的な換気を含め、必要な感染防止策を講じるよう協力依頼
- イベント関連施設の管理者においては、イベント開催時、参加者に対して、基本的な感染対策の徹底の呼びかけを行うよう協力依頼
- イベント等に参加する際は、その前後においても感染リスクの高い行動を控えるよう協力依頼

【別添8】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

6 感染症法上の位置づけ変更後の対応

- 令和5年2月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることを決定
- また、感染症法上の位置づけが変更された以降は、国の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととされたことを踏まえ、5月8日以降、県民・事業者への協力要請等は終了となる予定



新型コロナウイルス うつらない、うつさない



- 三つの密の回避や人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気
- 手洗いや手指消毒
- 令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本
 - ※マスク着用が効果的な場面（受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時、混雑した電車・バスに乗車する時）では着用を推奨
 - ※事業者の判断でマスク着用を求められる場合あり
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は特に注意
- 帰省や旅行は、感染防止策を徹底、感染リスクの高い行動を控えて
- 発熱・のどの違和感は通勤・通学、外出等を控えて
- かがわ安心飲食認証店などを利用

大切なご家族や友人、仲間に感染させないためにも
ご協力をお願いします。

香川県内の感染症情報は、
右記ホームページを
ご覧ください。



オミクロン株対応の香川県対応方針

令和4年12月15日
令和5年2月28日改正

県の対策期		(1) 感染警戒対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 医療負荷増大期	(4) 医療機能不全期
国のオミクロン株対応の新レベル分類		レベル1 (感染小康期)	レベル2 (感染拡大初期)	レベル3 (医療負荷増大期)	レベル4 (医療機能不全期)
県内の状況		安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	医療の負荷を増大させるような数の新規感染者が発生し、外来医療の負荷が高まり、発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到してハイリスク者がすぐに受診できない状況	想定を超える膨大な数の新規感染者が発生し、通常医療も含めた外来医療全体が機能不全となり、通常診療を大きく制限せざるを得ない状況
移行基準 (目安)	①確保病床利用率	30%未満	30%以上	50%以上	80%以上
	②重症確保病床利用率	30%未満	30%以上	50%以上	80%以上
<ul style="list-style-type: none"> 各対策期への移行に当たっては、①、②の指標に加え、直近1週間の累積新規感染者数（人口10万人当たり）や新規感染者数の今週先週比の推移も参考にし、保健医療の負荷の状況（医療機関のクラスターの発生状況等）などを踏まえて総合的に判断（感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討） 「医療負荷増大期（レベル3）」への移行に当たっては、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」の発令も併せて検討 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」後も感染拡大が継続する場合は、「医療機能不全期（レベル4）」の状態を回避するために「医療非常事態宣言」の発令を検討 					
対応方針	共通事項	<p>【法に基づかない協力依頼（呼びかけ）又は特措法第24条第9項に基づく協力要請】</p> <p>①県民への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底 ※令和5年3月13日以降の「マスクの着用」の考え方については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のとおり 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用 <p>②事業者への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守 飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得（新規申請受付は令和5年3月12日まで） 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ <p>③イベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践 <p>④県有施設等における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な感染防止策を講じた上で開館 			
		<ul style="list-style-type: none"> 各対策期における措置の実施の要否に当たっては、保健医療の負荷の状況などを踏まえ、総合的に判断（対策期ごとに上記以外の対策を講じることも検討） 			

「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策

- 県民に対して、感染拡大の状況や、医療の負荷の状況に関する情報発信を強化するとともに、より慎重な行動の協力要請・呼びかけを実施すること、事業者に対して、多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけを実施すること等を選択肢とした取組を行う

「医療非常事態宣言」に基づく対策

- 県民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う

※オミクロン株よりも強い病原性の変異株が発生した場合は、令和3年11月8日に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で示されたレベル分類（旧レベル）に基づき策定した香川県対応方針により対応

(参考) 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和4年11月11日）で示された新レベル分類及び事象（例示）

オミクロン株対応の新レベル分類	感染小康期 レベル1	感染拡大初期 レベル2	医療負荷増大期 レベル3	医療機能不全期 レベル4（避けたいレベル）
保健医療の負荷の状況	・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい。 (病床利用率 概ね0~30%(最大確保病床ベース。以下同じ。))	・診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負荷が高まり始める。 ・救急外来の受診者数も増加。 ・病床利用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向。 (病床利用率 概ね30~50%)	・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生。 ・救急搬送困難事例が急増する。 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床利用率/重症病床利用率 概ね50%超)	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生。 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状態が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加。 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫。 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床利用率/重症病床利用率 概ね80%超)
社会経済活動の状況	—	・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める。	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生。	・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性。
(参考) 感染状況	・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態。	・感染者が急速に増え始める。	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生。	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生。

※単純に感染状況で判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等を踏まえて、都道府県が総合的に判断する。

感染警戒

対策期